

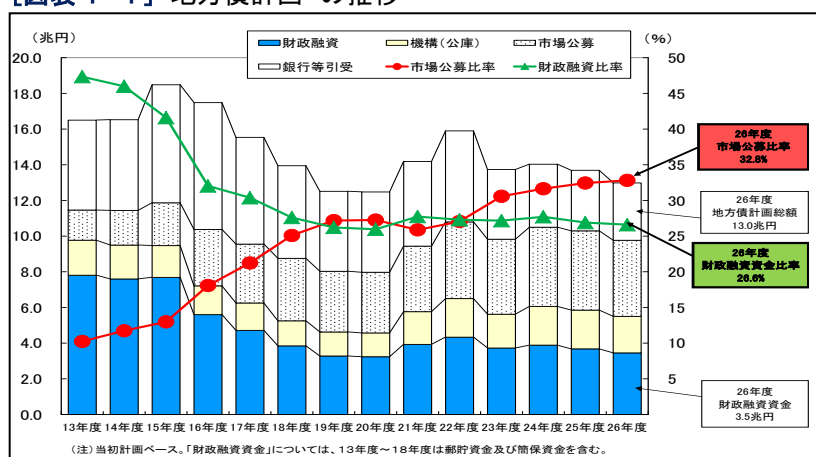
IV. 地方公共団体向け財政融資の在り方

(1) 現 状

地方債¹⁴に係る資金調達においては、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることを基本とし、財政融資資金については、財投改革以降、「地方公共団体の資金調達力及び資金使途に着目した重点化」（「財政投融资改革の総点検について」〔平成16年12月10日、財政制度等審議会財政投融资分科会〕）の推進を図ってきた。

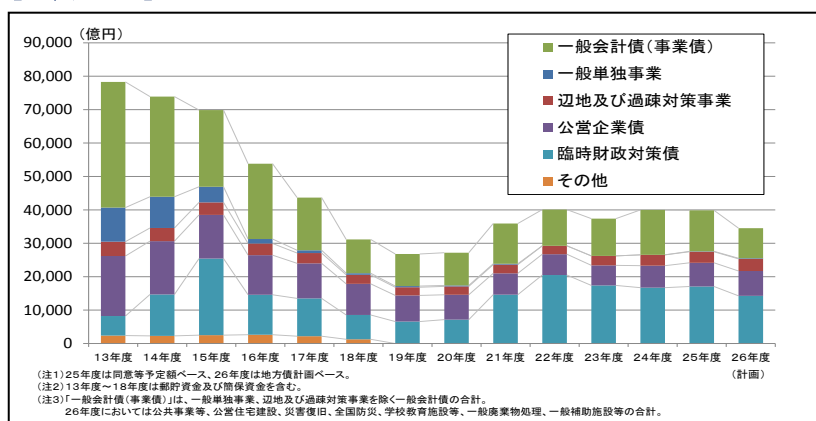
これにより、財政融資資金の割合は低下する一方、市場公募資金¹⁵などの民間等資金の割合は上昇してきた（「地方債の市場化」）〔図表4-1、4-2、4-3〕。

〔図表4-1〕 地方債計画¹⁶の推移



（総務省資料を基に作成）

〔図表4-2〕 財政融資資金による地方債引受額の推移（事業別）



（地方債協会資料等を基に作成）

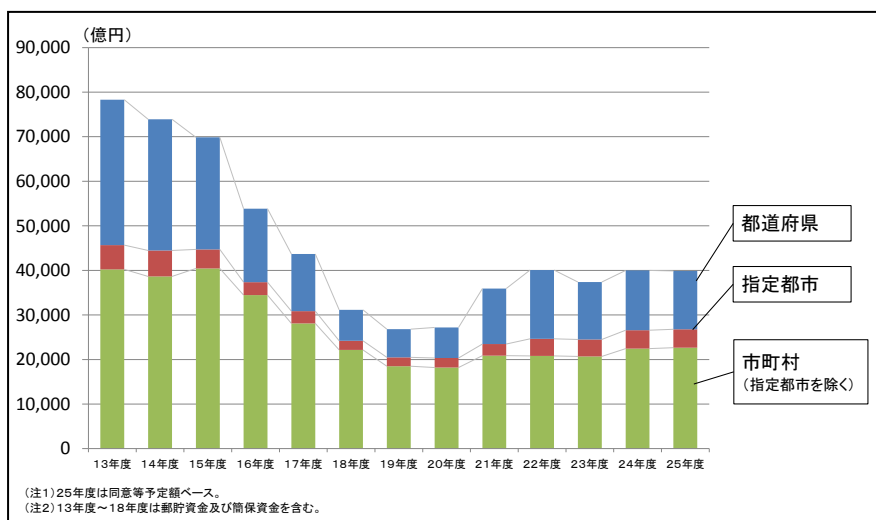
¹⁴地方公共団体が、財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるもの。地方債は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条に掲げられる場合において発行されている。

地方債の引受先は、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金（脚注17参照）、民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）に分類され、地方債計画（脚注16参照）にはそれぞれの予定額が計上。

¹⁵地方債資金のうち、広く投資家に購入を募る方法により調達した資金。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加え、発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達などを行うための共同発行等が実施されている。

¹⁶地方債の予定額の総額などを示した年度計画。総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度作成・公表。

【図表 4-3】財政融資資金による地方債引受額の推移（団体別）

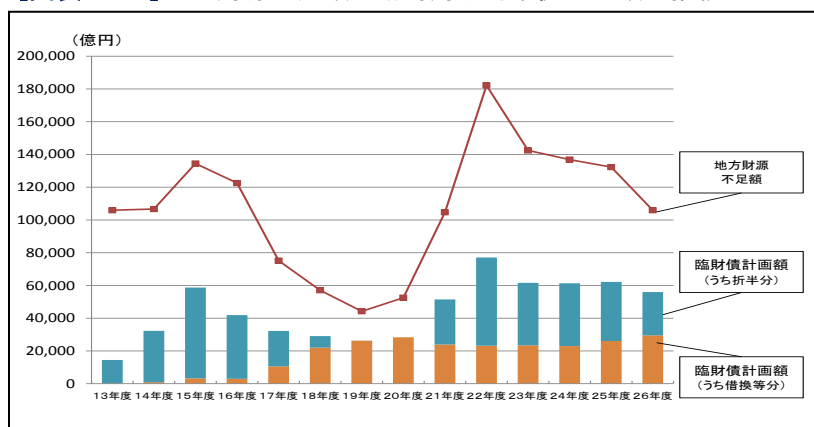


（地方債協会資料等を基に作成）

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」（平成 21 年 7 月、財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するWT）においては、地方公共団体向け財政融資の在り方として、①国の政策と密接な関係のある分野への資金供給、②民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給、③金融市場の混乱への対応、④地方公共団体金融機構資金¹⁷との関係、⑤赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方、⑥財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能の6つの観点からの論点整理を行った。

平成 21 年度以降は、経済・金融危機や東日本大震災の影響により地方の財政状況が厳しさを増し、地方債発行額が高止まりしている。特に、赤字補填の性格を有する臨時財政対策債¹⁸の発行額が高水準となっている【図表 4-4】。

【図表 4-4】地方財源不足額と臨時財政対策債計画額の推移



（総務省資料を基に作成）

¹⁷地方債資金のうち、地方公共団体金融機構が貸し付ける資金。同機構は、政策金融改革の中で、公営企業金融公庫が廃止されたことにより、全ての地方公共団体からの出資を受け、地方共同の金融機構として設立。公営企業債等に加え、一般会計債、臨時財政対策債等も貸付対象としている。

¹⁸地方債は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条に掲げる場合において発行できることとなっているが、その例外として、地方財政計画（脚注 22 参照）上の通常収支の不足を補填するために、地方財政法附則第 33 条の 5 の 2 第 1 項に基づき発行される地方債のこと。

財政融資資金については、金融危機対応等の観点から、「重点化」を緩和し、資源配分機能を有する財政融資の対象として相応しくない面がある臨時財政対策債の引受規模（特に道府県・指定都市）が増加傾向にある【図表4-5、4-6】。

【図表4-5】臨時財政対策債に係る重点化措置の厳格化及び緩和

概 要	
13年度の臨時財政対策債創設時から現在まで有効である規定 ・政府資金 …… 地財法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額（以下、「投資一般財源額」(注2)）の範囲内に配分	
15年度	・赤字地方債（臨財債及び減税補てん債） 都道府県、指定都市 …… 原則、公的資金を充当しない
17年度	・政府資金充当限度額 中核市・特例市 …… 原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の80%以下
18年度	・政府資金充当限度額 中核市 …… 原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の50%以下 特例市 …… 原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の60%以下
21年度	・市町村 …… 原則、全額、公的資金を配分（注3） （うち中核市、特例市以外の一般市町村については、原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の全額に財融資金を配分） ・都道府県・指定都市 …… 一部、公的資金を配分（注3） 公募団体 …… 公的資金は、原則、機構資金を配分 非公募団体 …… 公的資金は、原則、財融資金を配分 （原則、「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の50%以下）
22年度	・市町村 …… 「投資一般財源額」または起債額のうち少ない額の全額に財融資金を配分 （厳しい経済状況を踏まえた特例措置） ・都道府県・指定都市 …… 公的資金は、原則、全額、財融資金を配分 （厳しい経済状況を踏まえた特例措置）
23年度	・都道府県・指定都市 …… 「投資一般財源額」以外については機構資金も配分
26年度	・市町村 …… 配分された公的資金のうち、財融資金を優先的に配分 （「公的資金は原則、全額、財融資金を配分」とする規定を削除） ・都道府県・指定都市 …… 「公的資金は原則、全額、財融資金を配分」とする規定を削除

(注1) 網掛けは、重点化措置を緩和したもの。それ以外は、重点化措置を厳格化したもの。
(注2) 「投資一般財源額」…… 地方財政法第5条各号に該当する経費から特定財源を控除した額。
(注3) 21年度における下線部分は、現在も有効である規定。

（総務省資料を基に作成）

【図表4-6】財政融資資金による臨時財政対策債の引受規模の推移

(単位:億円)

年度	合計	都道府県 + 指定都市				市町村									
		臨時債	割合	臨時債以外	割合	臨時債	割合	臨時債以外	割合	臨時債	割合	臨時債以外	割合		
19	26,726	6,340	100.0%	20,386	100.0%	9,374	36	0.6%	9,338	45.8%	17,352	6,305	99.4%	11,048	54.2%
	100%	23.7%		76.3%		100%	0.4%		99.6%		100%	36.3%		63.7%	
20	27,292	7,170	100.0%	20,122	100.0%	8,919	-	0.0%	8,919	44.3%	18,373	7,170	100.0%	11,203	55.7%
	100%	26.3%		73.7%		100%	0.0%		100.0%		100%	39.0%		61.0%	
21	31,883	12,056	100.0%	19,827	100.0%	12,389	3,472	28.8%	8,918	45.0%	19,494	8,584	71.2%	10,909	55.0%
	100%	37.8%		62.2%		100%	28.0%		72.0%		100%	44.0%		56.0%	
22	37,944	17,172	100.0%	20,772	100.0%	17,379	7,164	41.7%	10,215	49.2%	20,565	10,009	58.3%	10,557	50.8%
	100%	45.3%		54.7%		100%	41.2%		58.8%		100%	48.7%		51.3%	
23	38,050	19,000	100.0%	19,050	100.0%	18,373	8,826	46.5%	9,547	50.1%	19,677	10,174	53.5%	9,503	49.9%
	100%	49.9%		50.1%		100%	48.0%		52.0%		100%	51.7%		48.3%	
24	37,753	18,377	100.0%	19,376	100.0%	17,848	8,289	45.1%	9,559	49.3%	19,906	10,088	54.9%	9,817	50.7%
	100%	48.7%		51.3%		100%	46.4%		53.6%		100%	50.7%		49.3%	
25	38,938	16,650	100.0%	22,288	100.0%	17,871	7,424	44.6%	10,447	46.9%	21,067	9,226	55.4%	11,841	53.1%
	100%	42.8%		57.2%		100%	41.5%		58.5%		100%	43.8%		56.2%	

(注1)財政融資資金の貸付実績。
(注2)貸付実績額の下段はそれぞれ合計に占める割合を示し、右段は臨時債及び臨時債以外の合計に占める割合を示す。

なお、厳しい地方財政の状況を踏まえて、平成19年度から24年度まで、地方公共団体向け財政融資資金の貸付金について、臨時特例措置として、補償金免除繰上償還¹⁹を合計3兆8,283億円実施した（補償金免除相当額合計：8,923億円）。

今後、財政投融资制度の健全性を維持していくためにも、また、地方財政運営を規律付けるためにも、更なる補償金免除繰上償還を実施すべきではない【図表4-7】。

【図表4-7】補償金免除繰上償還の概要

資金		金利	19～21年度		22～24年度		25年度	
			普通会計	公営企業	普通会計	公営企業	普通会計	公営企業
対象要件		4%以上	(対象外)				東日本大震災特別財政援助法が定める、特定被災地方公共団体に指定されていること	
		5%以上	実質公債費比率18%以上 等	資本費1.2倍以上 等	実質公債費比率18%以上 等	資本費1.2倍以上 等		
		6%以上	実質公債費比率15%以上 等	資本費1.0倍以上 等	実質公債費比率15%以上 等	資本費1.0倍以上 等		
		7%以上	経常収支比率85%以上 等	実質公債費比率15%以上かつ 経常収支比率85%以上 等	経常収支比率85%以上 等	実質公債費比率15%以上かつ 経常収支比率85%以上 等	(対象金利4%以上)	
政府資金	旧資金運用部資金（注） （平成4年5月31日以前の貸付）	繰上償還額	3兆2,320億円		5,963億円		(対象外)	
		補償金免除相当額	7,571億円		1,351億円			
	旧簡易生命保険資金（注） （平成4年5月31日以前の貸付）	繰上償還額	4,994億円		2,000億円			
		補償金免除相当額	1,100億円		442億円			
	旧公営企業金融公庫資金 （平成5年8月31日以前の貸付）	繰上償還額	1兆2,750億円		2,932億円		1,627億円	
		補償金免除相当額	2,124億円		570億円		266億円	

(注) 財政力指数1未満の団体のみが対象

¹⁹財政融資資金は、できる限り低利の資金を供給するために、貸付金利と調達金利を同一とし、利ざやを取らずに長期・固定の貸付けを行いながら収支相償うように運営されている。このため、民間金融においても債務不履行（デフォルト）である期限前繰上償還を財投機関が行う際には補償金（＝将来得べかりし利益）の支払いを求める仕組みとなっている（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則に基づく借用証書に規定）。しかし、繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われることにより、国民の最終的な税負担を軽減しようと認められる場合に限って、例外的に、法律に基づいて補償金を免除した繰上償還が行われた。この措置は、財政融資資金運用報告書とあわせて公表されている。

(参考) 地方債を取り巻く状況

<地方債関連等>

- ・ 13年4月 地方財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる臨時財政対策債の導入
- ・ 15年4月 共同発行市場公募地方債の発行開始
- ・ 18年4月 地方債の円滑な発行等を図るため、地方債許可制度から地方債協議制度へ移行
- ・ 19年3月 夕張市が財政再建団体に移行（旧再建法）

< 20年9月 リーマン・ショック >

- ・ 21年4月 地方公共団体健全化法の全面施行
早期健全化基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促すこと、財政再生基準以上となった地方公共団体には財政再生計画の策定を義務づけて国等の関与による確実な再生を図ること等が規定。
同法に基づき、夕張市が財政再生団体に移行。
- ・ 21年6月 地方公共団体金融機構発足
地方公営企業等金融機構（旧公営企業金融公庫）が地方公共団体金融機構に改編され、貸付対象を公営企業債等から一般会計債及び臨時財政対策債等にも拡大。
- ・ 22年3月 「平成の合併」の推進期間（11年度～）の終了
市町村数が、3,232（11年3月）から1,727（22年3月）へ減少。

< 23年3月 東日本大震災 >

- ・ 24年4月 地方債事前届出制度の導入
一定の要件を満たす地方公共団体が地方債（民間資金債）を発行する場合、総務大臣等への協議不要（事前届出）。

<財政融資関連>

- ・ 13年4月 財投改革
- ・ 17年4月 財務状況把握の開始
融資審査の充実を図る観点から、融資主体として、地方公共団体の財務状況を把握。
19年度～21年度 補償金免除繰上償還の実施
繰上償還額は3兆2,320億円、補償金免除相当額は7,571億円。
また、対象団体において財政健全化計画を作成。財務局による計画のフォローアップの実施。
- ・ 20年4月 地方公共団体の実地監査の充実
適債性に係る非違のチェックに加え、公営企業の経営状況の確認等を重点化。
- ・ 21年4月 財務状況把握の充実
市町村に対して、財務状況把握の結果概要（診断表）を交付。
- ・ 22年3月 夕張市（財政再生団体）への融資
財政再生団体となった夕張市の財政赤字322億円（標準財政規模の7倍）に対応する再生振替特例債の全額を引受け。
22年度～24年度 補償金免除繰上償還の実施
19年度措置を今回限りとして3年間延長。
繰上償還額は5,963億円、補償金免除相当額は1,351億円。24年度をもって終了。
- ・ 24年4月 財務状況把握の充実
すべての都道府県・市町村へのモニタリングを実施。一部の県のヒアリングを試行的に開始。

(2) 課 題

i. 資金供給の方向性

平時への切替えを進める中、資金調達能力の差を踏まえた資金供給、地方債に対する財政融資資金の関与の在り方（「重点化」の方向性）、他資金との役割分担等について、明確化する必要がある。特に、財政融資資金の関与の在り方については、積極的に関与することが求められる分野とそうではない分野を明らかにし、戦略的に国として地方公共団体にどのように関与していくのかを示す必要がある。

具体的には、財政融資の資源配分機能を踏まえ、地方債の資金使途に応じた適切な事業に対する資金供給の在り方、臨時財政対策債等への対応の在り方について検討すべきである。その際、資金調達能力の低い地方公共団体について、資金の安定的確保に留意する必要がある。

また、国として重点的な資金配分が求められている分野、新たな需要が生じている分野への対応の在り方を検討する必要がある。

ii. ガバナンスの確保

地方公共団体の財務規律の維持・向上のためには、地方公共団体が自らガバナンスを確保することがまず重要であり、その上で、資金の貸し手たる国が団体の財務状況を的確に把握し、財務の健全化に向けたガバナンスの確保を図る必要がある。その際、団体による財政運営に係る主体的な検討を効果的に支援することも重要である。

このため、償還確実性を確保する観点から、引き続き、アドバイス機能を発揮しつつ、団体の普通会計を対象に財務状況把握を行うとともに、団体の個々の公営企業を対象に実地監査を行うことにより、より効果的な貸し手としてのガバナンスを確保するよう、チェック機能の充実を図る【Ⅶ. 4. 地方公共団体の財務状況把握、Ⅶ. 3. 地方公共団体向け実地監査】。

(3) 対 応

i. 資金調達能力の差を踏まえた資金供給

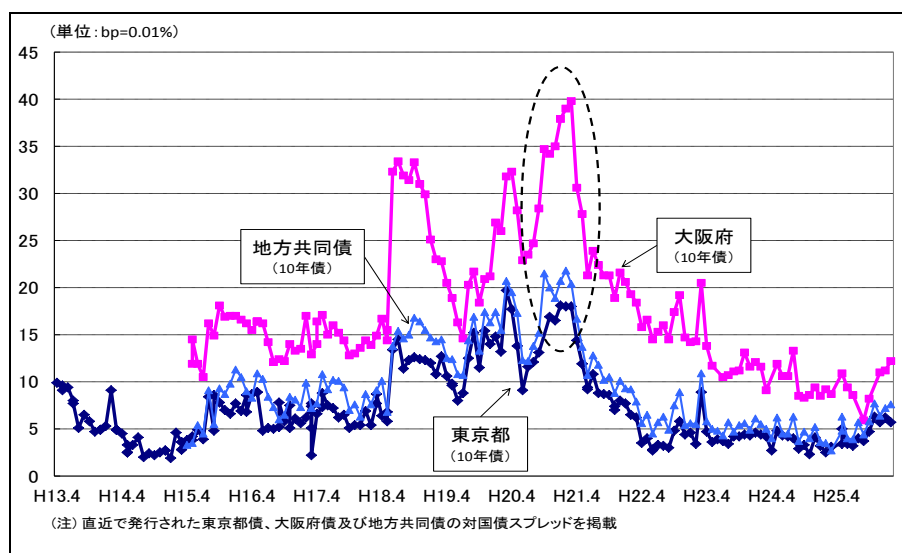
経済・金融危機による市場の機能不全や夕張市の財政危機などの教訓を活かしつつ、以下の観点から、資金調達能力の差を踏まえた資金供給を図る。

- ① 資金調達能力の低い地方公共団体については、民間等資金を補完し、資金の安定的確保を図る。
- ② 経済・金融危機等により、市場における資金調達が困難になった場合は、民間等資金への補完機能を超えて資金供給を行うが、市場環境が好転次第、早期に市場公募資金を含む民間等資金を中心とした資金調達に転換する【図表4-8】。
- ③ 財政状況が極度に悪化した「財政再生団体²⁰」については、公的資金によるセーフティネット機能の発揮が求められるが、適切なモニタリング等を通じて、財政再生計画²¹の着実な執行を促す。

²⁰地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項の規定に基づき財政再生計画を定めている地方公共団体。

²¹健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比

【図表 4-8】市場公募地方債（10 年債）の対国債スプレッドの推移



(Bloomberg を基に作成)

ii. 資金使途に着目した重点化

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① 国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく。
- ② 更に、国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）に対して、引き続き対応していく。
- ③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。

その際、一般会計債については、地方財政計画²²を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する【図表 4-9】。

率)のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること、及び当該団体が再生振替特例債を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画。

²²内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。

地方財政計画 85.6兆円

歳出	歳入 (地財対策前) 85.6兆円	歳入 (地財対策後) 85.6兆円	地方債計画13.0兆円
85.6兆円 投資的経費 12.6 一般行政経費 33.8 給与関係経費 20.4 公債費 13.2 その他 5.7	85.6兆円 財源不足分 10.6 交付税法定率分等 12.7 (交付税特会における加減算後) (注3) 地方特例交付金 0.1 地方税・地方譲与税 37.8 国庫支出金 13.9 地方債 4.3 その他 5.6	85.6兆円 地方交付税 17.5 (うち、震災復興特別交付税 0.6) 地方特例交付金 0.1 地方税・地方譲与税 37.8 国庫支出金 13.9 臨財債 5.6 地方債(臨財債以外) 5.1 その他 5.6	13.0兆円 普通会計分 10.7 公営企業会計等分(注2) 2.3
	10.6兆円 法定加算等 0.9 別枠加算 0.6 交付税特会剰余金 0.1 財源対策債 0.8 既済臨財債元利償還分等の臨財債 3.0 折半対象財源不足額 5.3 臨時財政対策特別加算(国負担) 2.6 折半分の臨財債(地方分) 2.6	10.6兆円 資金区分 13.0兆円 財政融資資金 3.5 機構資金 2.1 民間等資金 7.5	

(注1) 本図は一般会計と東日本大震災分の合計である。計数は平成26年度のもの。
 (注2) 公営企業会計等分は地方財政計画の域外である。
 (注3) 交付税法定率分の計数は、交付税特会における償還、利払、繰越による加減算したものである。

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく【図表4-10】。

年度	都道府県	市町村 (指定都市を除く)	指定都市
13年度	4.0%	10.0%	9.0%
14年度	10.0%	22.0%	14.0%
15年度	28.0%	38.0%	18.0%
16年度	0.0%	35.0%	0.0%
17年度	17.0%	32.0%	0.0%
18年度	0.0%	33.0%	0.0%
19年度	0.0%	36.0%	0.0%
20年度	4.0%	38.0%	0.0%
21年度	39.0%	45.0%	17.0%
22年度	53.0%	51.0%	43.0%
23年度	50.0%	47.0%	36.0%
24年度	42.0%	43.0%	38.0%
25年度	47.0%	42.0%	35.0%

(注1) 25年度は同意等予定値ベース。
(注2) 13年度～18年度は親貯蓄金及び簡保資金を含む。

- ・ 団体にとって、財政融資資金の存在が、それ以外の資金の調達を有利なものとする効果があること
- ・ 財政融資資金の貸し手として行う融資審査等を通じ、団体に対して、資金調達上の緊張感をもたらし、その直面する予算制約を意識づけることができること

など、財政融資資金のもたらす副次的な効果にも留意する。

(4) 今後の見直し

i. 具体的な重点分野

① 現 状

国が責任を持って対応すべき分野（災害復旧事業、辺地・過疎対策事業等）や、国の政策と密接な関係のある分野（学校教育施設等事業、下水道事業等）に対応してきた【図表4-11、4-12】。

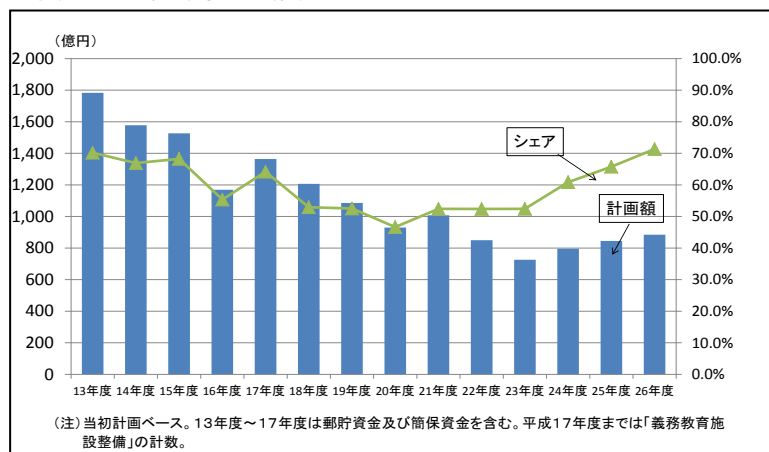
【図表4-11】地方公共団体向け財政融資の対象分野

	一般会計債	公営企業債
国が責任を持って対応すべき分野	災害復旧(100.0%)、辺地・過疎対策(90.4%)等	—
国の政策と密接な関係のある分野	学校教育施設(71.4%)、一般廃棄物処理(62.2%)、公共事業等(32.1%)等	下水道(28.7%)、水道(53.9%)、病院(41.1%)等
その他の分野	公共用地先行取得(0.0%)、行政改革推進(0.0%)等	電気・ガス(0.0%)、市場・と畜場(0.0%)等

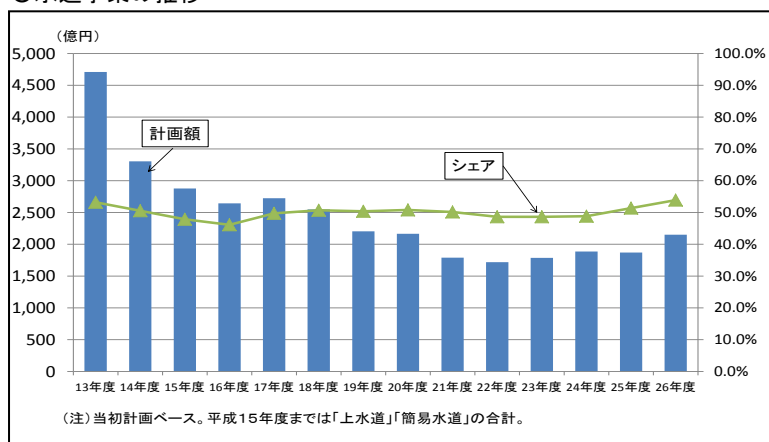
(注) 括弧内の計数は、26年度地方債計画の各事業における財政融資資金の占める割合。

【図表4-12】財政融資資金における学校教育施設等事業及び水道事業の推移

○学校教育施設等事業の推移



○水道事業の推移

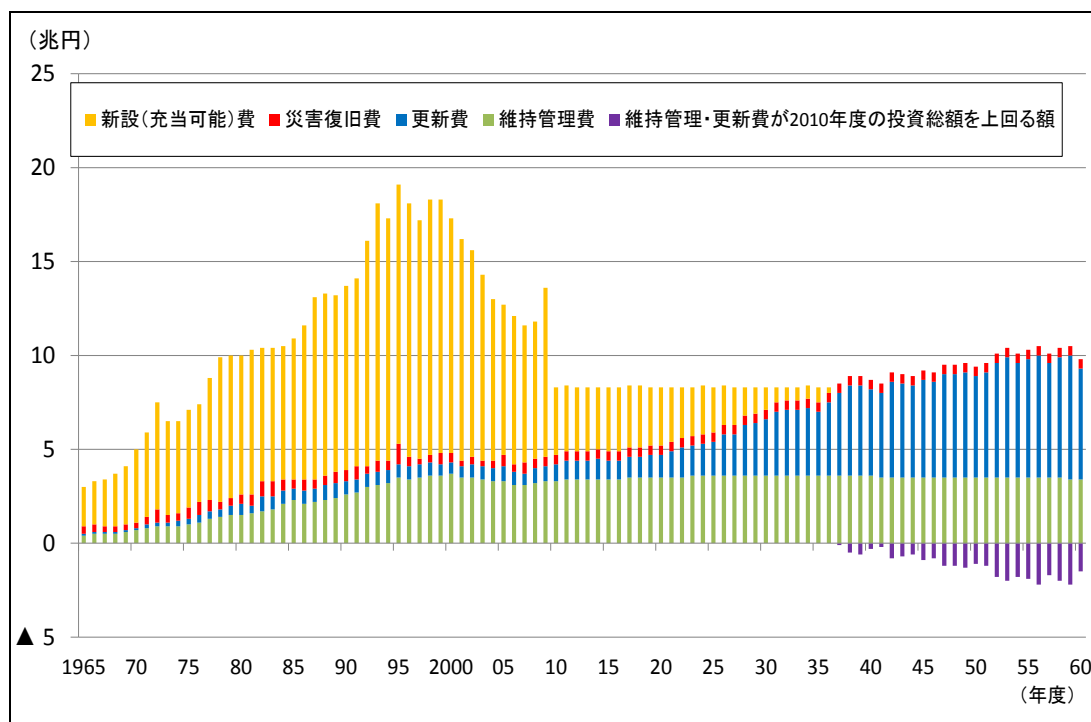


(総務省資料を基に作成)

② 課 題

国として重点的に資金配分すべき分野（防災・減災に資する分野など）に対する積極的な対応が求められている。また、公共施設の老朽化に伴う機能維持のための大規模な更新投資など、新たな資金需要が発生している【図表4-13】。その際、各団体の施設整備の更新等に及ぼす人口急減・超高齢化という人口動態の影響にも留意する必要がある。

【図表4-13】社会資本の維持管理・更新費の推計



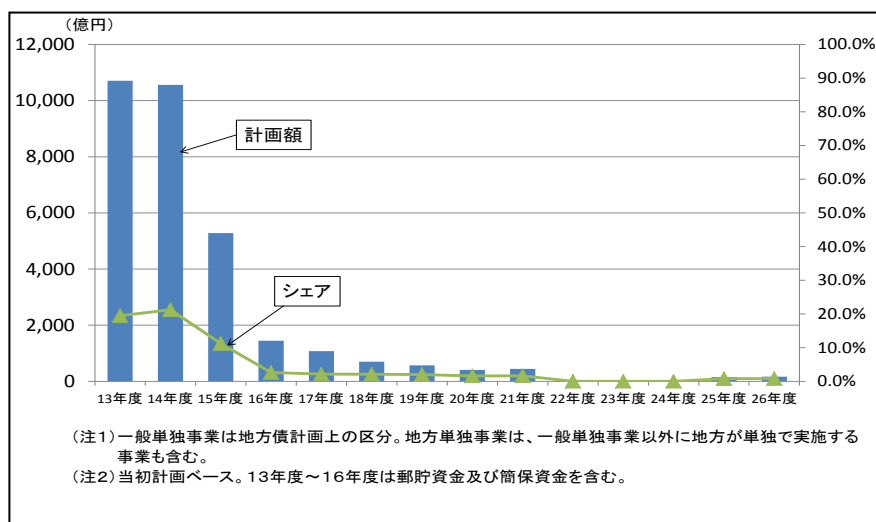
(国土交通省資料を基に作成)

③ 対 応

大規模な災害等への対応強化等の防災・減災に資する真に必要な施設整備等に積極的に対応し、公共施設の更新投資など新たな資金需要についても柔軟な対応を検討することとし、これらについては、これまで規模を縮減してきた地方単独事業であっても、融資の対象としていく【図表4-14】。その際、特に更新投資については、全ての事業分野で必要となり得ることから、人口急減・超高齢社会の到来も見据えた公共施設の事業分野横断的な管理を促す。

また、既存の公共施設の解体撤去に要する経費（移転建替えを含む）についても対応を検討する。

【図表 4-1 4】財政融資資金における一般単独事業の推移



(総務省資料を基に作成)

ii. 貸付条件の見直し

① 現 状

地方債は、財政融資資金のほか、地方公共団体金融機構資金、民間等資金によって引き受けられているところ、低金利の市場環境の下、財政融資資金の金利面での優位性が低下している。

② 課 題

地方公共団体が、必要に応じて財政融資資金を活用できるよう、財政融資資金の利便性を向上させる必要がある。例えば、地方公共団体が低金利の市場環境の下、長期資金を調達し、将来にわたって低利の資金を確保できる環境が求められる。

③ 対 応

財政融資資金の利便性向上のため、施設の耐用年数等を勘案しつつ、財政融資資金の償還年限（現行、原則 25 年、最長 30 年）の延長を検討する【図表 4-1 5】。その際、財政融資資金の A L M や償還確実性の確保の観点から、償還年限の長短に応じた償還方法についても検討する。

また、超長期の融資を行う場合には、償還確実性を確保する観点から、より適切な融資審査を行うこととし、例えば、前述のように、人口急減・超高齢社会の到来も見据えた公共施設の事業分野横断的な管理を促す。

【図表 4-15】耐用年数と償還年限の差が大きい主な事業

事業内容	償還年限 (最長)	主な施設等の耐用年数 (最長)	
公共事業等	25年	トンネル	75年
		橋	60年
		岸壁、堤防	50年
公営住宅建設事業	25年	住宅用建物	47年
教育・福祉施設等整備事業			
学校教育施設等	25年	学校、体育館用建物	47年
一般廃棄物処理	15年	煙突及び焼却炉	35年
一般補助施設整備等	25年	事務所用建物	50年
水道事業	30年	上水道	50年
交通事業	30年	道床、鉄道業用トンネル	60年
港湾事業	30年	岸壁	50年

(注1) 主な施設等の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
(注2) 交通事業にある施設等は、鉄筋コンクリート造のもの。それ以外の事業にある施設等は、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。